

大洲市内の中小企業者・小規模事業者のみなさま

大洲市内で創業をお考えのみなさま



令和5年度

大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業

大洲市では、市内の経営改善や規模拡大などを目指す中小企業者・小規模事業者（個人事業者含む）や市内で新たに創業を目指す方々を応援するため、9種の補助事業を用意しました。ご活用ください。

※制度の詳細、提出書類は大洲市ホームページでご確認ください。

※予算の執行状況により、早期に申請締切となる可能性があります。



←大洲市 HP の

QRコードはこちら

大洲市 応援事業 補助金

補助対象者

- 市内に本店または本社を有する中小企業者及び小規模事業者の皆様
- 市内で創業、事業承継をお考えの皆様

【申請手続きのお問合せ先】

大洲市商工産業課または裏面のお問合せ先一覧まで

1. 研修をしたい、資格を取得したい

上限：5万円
補助率 1/2

【資格取得支援事業補助金】

- 職業技能開発や資格取得等に関する研修又は検定の受験等
- 就労環境の改善（働き方改革）等に関する研修会の開催等

【対象経費】

- 受講料、教材費、研修業務委託料、会場使用料など

2. 従業員を確保したい、外国人技能実習生を受け入れたい

上限：30万円
補助率 1/2

【労働力確保・外国人技能実習生受入支援事業補助金】

- 従業員雇用のための求人活動
- インターンシップの実施
- 外国人技能実習生の受け入れ

NEW

【対象経費】

- 広報費、企業説明会出展料、人材紹介手数料など
- 旅費（事業者がインターンシップ参加者に支払う費用）
- 監理団体に支払う経費など

3. プロフェッショナル人材を採用したい

上限：30万円
補助率 1/2

【人材確保支援事業補助金】

- 愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用した人材マッチングサポート及び先導的人材マッチング事業による人材マッチングサポート

【対象経費】

- 登録人材紹介会社に支払う人材紹介手数料



4. 特許や実用新案等の権利を取りたい

上限：10万円
補助率 1/2

【産業財産権取得支援事業補助金】

- 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の国内出願及び外国出願

【対象経費】

- 出願料、審査請求費、審判請求料、登録料、委託料（弁護士の手続き代行費用）、外国出願費用（翻訳料など）

5. 新たにIT化（アナログをデジタル化するなど）を図りたい

上限：10万円
補助率 1/2

【経営環境IT化等支援事業補助金】

- 経理、人事、財務等の管理部門での経営の効率化、省力化を目的としたIT化ソフトウェア等の導入

【対象経費】

- ソフトウェア導入費
※初期投資費用に限ります。リース費用並びにクラウドサービス導入費用も対象になります。

6. 特産品を作りたい、販路を開拓したい

上限：50万円
補助率 1/2

【ものづくり支援事業補助金】

- 地域資源を活かした工芸品等の新たな商品開発及び販路開拓（加工食品及び農産物、特用林産物（食用）、畜産物の新たな商品開発及び販路開拓は除きます。）

【対象経費】

- 技術導入費（技術指導に係る謝金・旅費）、人材育成費、原材料費、機械装置導入費、委託料、マーケティング調査費

裏面には、補助メニュー（No.7～9）を掲載しています。

7. 新たに創業したい、業態
転換又は新事業進出したい

上限：50万円
(第2創業:30万円)
補助率1/2

【創業支援事業補助金・第2創業支援事業補助金】

- 大洲市内での事業所又は店舗の開設、大洲市内に主たる事業所を置く会社の設立
- 既存事業と異なる業態転換又は新事業進出（第2創業）

【対象経費】

- 申請書類作成費、店舗等借入費、工事費、備品費、調査費、広報費、資格等取得費、研修費など

8. 事業を承継したい

上限：50万円
補助率1/2

【事業承継支援事業補助金】

- 後継者への事業の承継

【対象経費】

- 申請書類作成費、工事費、備品費、処分費、選定費、資格取得費など



新型コロナウイルス感染症対策補助メニュー

9. 中小企業診断士の相談を受けて事業を継続・拡充したい

上限：50万円
(共同事業グループ:250万円)
補助率1/2

【事業継続・拡充支援事業補助金】

- 市主催の中小企業診断士等の経営相談を受けて新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえてアフターコロナ・ウィズコロナ社会に対応しながら事業を継続・拡充するために実施する販路維持・販路開拓・生産性向上・業務の効率化に取り組む事業

【対象経費】

- 工事費、備品費、広報費、印刷製本費、新商品開発費、委託・外注費、展示会・商談会等への出展料、備品レンタル、リース料、店舗賃借料

【留意事項】

- 市主催の中小企業診断士による無料経営相談を受け、事業実施の必要性が認められることで申請が可能となります。

お問合せ先

大洲市商工産業課 (0893-24-1722)

大洲商工会議所 (0893-24-4111)

伊予銀行 (0893-24-3124)

愛媛信用金庫 (0893-24-3151)

長浜町商工会 (0893-52-0312)

愛媛銀行 (0893-24-2141)

JA 愛媛たいき (0893-24-4181)

川上商工会 (0893-34-2531)

香川銀行 (0893-24-2181)

愛媛県信用保証協会 (0894-22-2003)